

議事要旨(2) 退職給付専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬専門委員長及び中根専門研究員より、退職給付見込額の期間帰属方法の見直しについて、審議資料に基づき説明がなされた。その後、次のような意見の表明と質疑応答が行われた。

検討事項 3-1 (案1：給付算定式に従う方法のみとする。案2：給付算定式に従う方法と期間定額基準との選択適用を認める。) についての意見

- ある委員より、早期の退職勧奨制度を有する給付算定式などの複雑なケースにも柔軟かつ一貫して適用できる期間定額基準の利点や資料の案2の支持理由を根拠に、給付算定式に従う方法と期間定額基準の選択適用を認める案2を支持する旨の意見があった。この委員からは、退職給付債務が群団計算であることを踏まえれば、案1の支持理由は必ずしも妥当とはいえないとする意見もあった。

退職給付会計の考え方について

- ある委員より、事務局は退職給付会計について、労務費用の認識と負債の計上の、いずれを重視しているのか質問があった。これに対して事務局より、退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書は、「退職給付は基本的に労働の対価として支払われる賃金の後払いである」とし、前者を重視するものと理解しているが、ステップ1の検討においては、この考え方を変えない方向で検討を行っている旨の回答があった。

退職給付債務の算定方法について

- ある委員より、将来昇給を反映する給付算定式の場合、昇給の影響はどの期間に帰属させるのか質問があった。これに対して事務局より、昇給の影響は昇給時点ではなく、入社から退職時点までの役務を提供した各年に帰属される旨の回答があった。さらに同じ委員より、昇給分まで考慮すれば、労働サービスの提供と給付見込額の配分は必ずしも期間ごとに対応していない点で、給付算定式に従う方法も期間定額基準も共通するといえるという意見があった。
- ある委員より、給付算定式に従う方法は、(退職給付費用を) 期末の要支給額のようなものに基づいた債務の増減で算定するのか、将来のキャッシュ・アウト・フローの配分で計算するのか質問があった。これに対して事務局より、後者であるが、退職時点のキャッシュ・アウト・フローを給付算定式に従って配分する結果、(昇給等の影響を除き) 両者は結果的に同様になる旨の回答があった。
- ある委員より、給付算定式に従った方法は従業員がその時点で退職したと仮定した場合に支払うべき額に基づいた額を示すと理解できるが、S字カーブを描く給付算定式と年齢層が高い企業を前提とすると、期間定額基準で計算された退職給付債務期末残高は、給付算定式に従う方法による金額を下回ることもあるため、ある種の含み損を含むといえるのかという質問があった。これに対して事務局より、仮に給付算定式に従った額をあるべき負債と考えるならば、その理解になると考えられる旨の回答があった。
- 上記の質疑応答に対して、他の委員から、期間定額基準と給付算定式に従う方法のいずれにおいても、退職給付債務の評価に脱退率(退職率)を考慮しているが、脱退までには両者の債務金額が一致する(途中の金額は過程にすぎない)ことを踏まえれば、必ずしも含み損があるということにはならないという補足があった。

以上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。